

(意見書案第 16 号)

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声でなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ視覚言語であり、手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されており、日本政府は同条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に施行された「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国や地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広めるとともに、聴覚障がい者が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使うことができ、さらには手話が言語として普及、研究される環境づくりに向けた法整備を国として実現する必要がある。

よって、国においては、「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 } 宛